

ドットコムモディティ株式会社

(2008 年度版)

Disclosure

【はじめに】

本書は平成 20 年 3 月期における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載事項について】

1. 会社の概況

「会社の沿革」	当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
「会社の目的」	定款に記載された当社の目的を記載しています。
「事業の内容」	当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
「財務の概要」	平成 20 年 3 月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
「主要株主名」	所有株式数の多い株主の氏名、所有株式数等を記載しています。
「役員の状況」	当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
「従業員の状況」	当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

「営業方針」	当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
「当社及び当業界を取り巻く環境」	内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
「営業の経過及び成果」	当社の平成 19 年度における業績について記載しています。
「対処すべき課題」	当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
「受託業務管理規則」	当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

「財務比率」

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額（＊）}}{\text{リスク額（＊）}} \times 100$$

（＊「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第 38 条の規程により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第 211 条第 1 項に基づく施行規則第 99 条の規定により算出したものです。）

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動そのほかの理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます

す。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額（＊）}}{\text{資本金額}} \times 100$$

（＊「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記 (a) の純資産額とは計算が異なります。）

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金}} \times 100$$

資本金に対する取り崩し可能な資本を含む自己資本の割合を見るもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資本に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額（＊）}} \times 100$$

（＊「総資産額」とは委託者に係る(株)日本商品清算機構または商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。）

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額（＊）}} \times 100$$

(※「純資産額」とは商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記 (a) の純資産額とは計算が異なります。)

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g)流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払い能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

① 会社名等

商品取引員名 ドットコモディティ株式会社
代表者名 代表取締役社長 車田 直昭
所在地 東京都渋谷区恵比寿 1-21-8 セラ 51 ビル 6階
電話番号 03-5447-3306

② 会社の沿革

金融業界におけるオンライン取引は、人々の情報収集と資産運用に関する意識を大きく変えるものです。私たちはその可能性を通じて、顧客が主役となる新しい時代の商品先物取引の構築を目指して2005年5月に改正商品取引所法施行と同時に受託業務を開始いたしました。

年 月	概 要
2004年12月1日	5000万円の資本で会社設立 (資本金2500万円・資本準備金2500万円)
2005年1月5日	創業記者発表
2005年1月14日	15億円の増資(資本金7億5000万円・資本準備金7億5000万円)
2005年3月11日	商品取引受託業許可
2005年3月15日	東京工業品取引所 受託会員資格取得
2005年3月30日	3億5000万円の増資 (資本金2億2500万円・資本準備金1億2500万円)
2005年4月22日	改正商品取引所法に基づく商品取引受託業許可
2005年5月1日	オンラインによる商品先物取引受託業務開始
2005年9月30日	グローバリー株式会社のオンライン部門の営業譲渡の認可
2007年10月1日	ドットコモディティ株式会社、ひまわりシーエックス株式会社、アストマックス・フューチャーズ株式会社3社の事業統合 東京穀物商品取引所、中部大阪商品取引所の取次ぎ開始

③ 会社の目的

- (1) 商品取引所法に規定する商品取引受託業務および店頭商品先物取引の業務
- (2) 海外の商品市場における先物取引の委託または委託の媒介、取次ぎもしくは代理を引き受ける業務
- (3) 貴金属、非鉄金属その他の鉱物資源、石油、天然ガスその他のエネルギー資源、天然ゴムおよびその加工品ならびに農産物の売買または売買の媒介、取次ぎもしくは代理の業務
- (4) 商品投資に係る事業の規制に関する法律に規定する商品投資販売業および商品投資顧問業
- (5) 通貨の売買またはその媒介、取次ぎもしくは代理の業務
- (6) 貸金業の規制等に関する法律に規定する貸金業

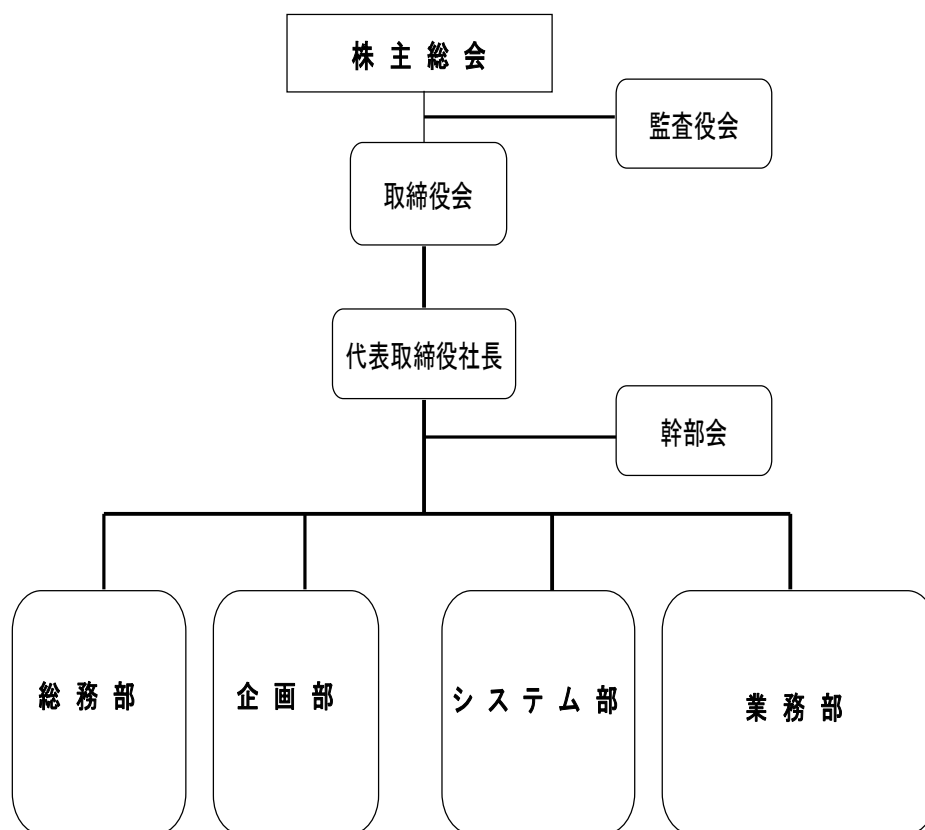
- (7) コンピューターソフトウェアの販売および賃貸借業務
- (8) 電気通信事業および有線放送事業ならびにその他の情報の提供、処理等の情報サービス業
- (9) 広告代理業およびインターネットを利用した広告業務
- (10) 催事の企画運営に関する業務
- (11) 書籍、印刷物、ビデオ等の企画制作および出版ならびに販売
- (12) 物品賃貸業務
- (13) 他の事業者の経営に関するコンサルタント業務
- (14) 前各号に付帯する一切の事業

(注) 上記のうち _____ 線部分の事業は、現在行っておりません。

④ 事業の内容

(1) 経営組織

当社の経営組織は、次のとおりです。



(2) 業務の内容

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第 190 条第 1 項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

取引所名 \ 市場名	貴金属	石油	アルミ	ゴム	上場品目名
東京工業品取引所	○	○	○	○	金、銀、白金、パラジウム、ガソリン、灯油、原油、(軽油)、アルミニウム、ゴム、金ミニ

ロ. 商品市場における取引の取次業務

当社は、商品取引所法第 190 条第 1 項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の取次取引員として、当該商品市場における取引の取次業務を行っております。

取引所名 \ 市場名	農産物	砂糖	上場品目名
東京穀物商品取引所	○	○	小豆、一般大豆、NON-GMO 大豆、とうもろこし、アラビカコーヒー、ロブスタコーヒー、粗糖

取引所名 \ 市場名	石油	ゴム	ゴム指数	鉄スクラップ	アルミ	上場品目名
中部大阪商品取引所	○	○	○	○	○	ガソリン、灯油、軽油、RSS3 号、TSR、ゴム指数、アルミニウム鉄スクラップ

(b) 従たる業務

該当事項はありません。

⑤ 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本社	東京都渋谷区恵比寿 1-21-8 セラ 5 1 ビル 6 階	03-5447-3025

*当社は支店等を所有していません。

⑥ 財務の概要

決算年月 平成 20 年 3 月期

(a) 資本金	1,400,005 千円
(b) 純資産額 * 1	1,762,471 千円
(c) 総資産額	12,248,345 千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	545,002 千円 (545,362 千円)
(e) 経常利益	△438,228 千円
(f) 当期純利益	△368,843 千円

* 1 純資産額は、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出しております。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 94,539 株 (平成 20 年 3 月 31 日現在)

(注) 当社の株式は非上場であります。

⑧ 主要株主名

氏名または名称	住 所	所 有 株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する 所有株式数の割合 (%)
楽天証券ホールディングス株式会社	東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー 21 階	32.2	34.0
オリックス証券株式会社	東京都中央区日本橋人形町 1-3-8 沢の鶴人形町ビル 7 階	32.1	34.0
ひまわりホールディングス株式会社	東京都港区海岸 1-11-1 ニューピア竹芝ノースタワー	21.0	22.3
アストマックス株式会社	東京都渋谷区恵比寿 1-20-18 三富ビル	3.4	3.6
松井証券株式会社	東京都千代田区麴町 1-4 半蔵門ファーストビル	1.6	1.7
車田直昭	省略	1.3	1.4
その他 36 主体	省略	2.9	3.0

※ 個人株主の住所については個人情報保護の観点から非公開としております。

⑨ 役員 の 状 況

役名及び 職 名	氏 名 生年月日	所 有 株式数 (千株)
代表取締役社長	車田 直昭 昭和 35 年 10 月 15 日	1
取締役専務執行役員	舟田 仁 昭和 41 年 7 月 25 日	0
取 締 役	牛嶋 英揚 昭和 30 年 7 月 3 日	0
取 締 役	北山 久行 昭和 26 年 9 月 24 日	0
取 締 役	高澤 廣志 昭和 35 年 6 月 13 日	0
取 締 役	山地 一郎 昭和 31 年 11 月 15 日	0
監 査 役	瓦林 秀嗣 昭和 17 年 3 月 27 日	0
監 査 役	塚野 文彦 昭和 16 年 4 月 22 日	0
監 査 役	山沢 滋 昭和 39 年 11 月 2 日	0

- (注) 1. 所有株式数の千株未満は切り捨てております。
 2. 取締役牛嶋英揚氏、北山久行氏、高澤廣志氏、山地一郎氏の各氏は、社外取締役であります。
 3. 監査役瓦林秀嗣氏、塚野文彦氏、山沢滋氏の各氏は、社外監査役であります。
 4. なお、平成 20 年 4 月 1 日をもちまして、車田直昭氏が代表取締役会長に、新たに、舟田仁氏が代表取締役社長に就任しております。

⑩ 従 業 員 の 状 況

	総計	男女別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従業員数	20 人	17 人	3 人	7 人	13 人
平均年齢	37 才 2 ヶ月	38 才 5 ヶ月	29 才 11 ヶ月	32 才 5 ヶ月	39 才 8 ヶ月
平均勤続年数	1 年 3 ヶ月	1 年 3 ヶ月	1 年 3 ヶ月	0 年 7 ヶ月	1 年 7 ヶ月
外務員数	9 人	8 人	1 人	6 人	3 人

2. 営業の状況

① 営業方針

金融業界におけるオンライン取引は、人々の情報収集と資産運用に関する意識を大きく変えうるものです。当社はその可能性を通じて、顧客が主役となる新しい時代の商品先物取引の構築を目指して開業し、約3年が経過いたしました。

個人に向けては、自己判断の下に、収益機会をより高める取引を、企業に向けては、価格変動リスクに対するヘッジ機会の提供をとの理想の下、商品取引会社のトレーダーに引けをとらない取引システムこそがその理想をかなえるためには不可欠と考え、取引システムの開発には引き続き力を注いで参ります。当社は、IT技術をフルに活用した「迅速性」、徹底したコスト削減による「経済性」、そして使い勝手の良さを追求した「利便性」の3つをお客様に提供することをスローガンとしております。また、常に時代の流れを捉え、ユーザーの要請に耳を傾けながら、たゆまぬ企業努力を通じて、良好なサービスを末永く提供していくことを目標としております。

具体的には、口座開設、注文、通知といったやりとりをオンラインで実現することで無駄なコストを削減し、安価な手数料で、ハイレベルのサービスの提供を実現しております。

また、個人情報の重要性が叫ばれる中、弊社は厳格な秘密保持によりお客様の個人情報の保護を図り、徹底したシステム改善、業務改善を情報の漏洩がないよう最善を尽くして参ります。

ドットコモディティが目指す一つに、「顧客志向の貫徹（徹底）」という理念があります。これは、たゆまずお客様の声に耳を傾け、お客様が求めることを考え抜き、お客様に満足していただけるサービスの提供を心がけるということです。対面での営業を行わない当社は、主にパソコン上でしかお客様との接点がありません。ともすると、顔の見えないお付き合いゆえの「冷たさ」を感じてしまわれぬように、「オンラインだけど、あたたかなサービス」を心がけております。

② 当社及び当業界を取り巻く環境

平成19年夏に米国にて顕在化したサブプライム住宅ローン問題は、世界的な金融市場の動揺と米国経済の減速懸念の高まりにつながり、世界的な株価下落が生じ、為替市場においては、米国経済の減速懸念から世界的なドル安傾向が強まることとなりました。

一方、海外の商品市場は、中国等アジアを中心とした世界的な原材料需要の増加、サブプライム問題から派生した投資資金の流入等により活況を呈し、原油（WTI）価格は史上最高値を更新、貴金属市場、穀物市場でも史上最高値を更新する銘柄や数十年ぶりの高値をつける銘柄が続出することとなりました。

平成15年をピークに売買高減少が続いている国内の商品先物市場は、平成19年度においては10月に金相場を中心に市況が回復したことに刺激されて一時的に回復の兆しが見え、また、平成20年1月より東京工業品取引所の立会い時間が2時間延長されたことに伴う効果もうかがわれましたが、年度を通じては前期比17%の減少となっています。

③ 営業の経過及び成果

(1) 受取手数料部門

当事業年度は、平成 19 年 9 月 28 日にアストマックス・フューチャーズ株式会社より電子取引事業を事業譲渡により譲り受け、また同年 10 月 1 日にひまわりシーエックス株式会社より会社分割で商品取引受託業務を承継したことにより、三社事業統合を行った結果、平成 19 年 10 月以降の売買高および手数料収入が飛躍的に伸びることとなり、年度末の口座数（残高ベース）は前期末比 648%増、売買高合計は前期比 156%増となりました。

しかしながら、平成 19 年 12 月以降の市場全体の売買高の減少傾向に加え、コスト面においては、人員の増加に伴う固定費の増加や、新たな取次ぎ受託業務の開始に伴う取次ぎ手数料の発生、システム統合に関わるシステム費用の大幅な増加等が販売管理費の増加につながりました。この結果、売上高 545,002 千円、営業損失は 441,064 千円、経常損失は 438,228 千円、当期純損失は 368,843 千円となりました。

三社事業統合により、電子取引事業を手がける同業 30 数社のうち、預かり証拠金ベースでは業界 2 位の規模となりましたが、従来取り扱っていた東京工業品取引所の銘柄以外に東京穀物商品取引所の銘柄および中部大阪商品取引所の銘柄を新たに取次ぎ受託により市場に取次ぐこととしたため、業務に対する作業負荷が高まり、同時に取次ぎ手数料という新たなコストが発生することとなりました。

平成 19 年 10 月以降、原油、金を中心に海外商品市場の活況が続いているものの、国内商品市場においては、対面取引のみならずオンライン取引の顧客も含めて個人顧客の減少が続いていることに加え、市場流動性が低下していることから、売買高は総じて減少基調をたどっており、事業統合の利点を業績に反映させることができず、最終的に今期は赤字を計上することとなりました。

(2) 売買損益部門

当社は、ディーリング業務を行っておりません。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

期別	第 4 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日) (至 平成 20 年 3 月 31 日)
東京工業品取引所 東京穀物商品取引所 中部大阪商品取引所	561,935

(注) ボックスレート採用のため、市場ごとの受取手数料は不明です。

(b) 売買損益

(単位：千円)

期 別	第 4 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日) (至 平成 20 年 3 月 31 日)
商品市場名	
商品先物取引	
貴金属市場	-170
アルミ市場	0
石油市場	-61
ゴム市場	-56
小計	-287

(c) 売買高

(単位：枚)

期別 内訳 商品市場名	第4期 (自 平成19年4月1日) (至 平成20年3月31日)		
	委 託	自 己	合 計
貴金属市場	952,676	294	952,970
石油市場	606,752	388	607,140
天然ゴム市場	249,729	244	249,973
ゴム指数市場	2,163	0	2,163
アルミニウム市場	5,867	0	5,867
農産物市場	227,330	0	227,330
砂糖市場	15,162	0	15,162
鉄スクラップ市場	0	0	0
合 計	2,059,679	926	2,060,605

④ 対処すべき課題

以下の事項が、対処すべき重要な課題となっています。

① 黒字化の早期実現

売買手数料については、売買高、預り証拠金、口座数の3つの要因により影響を受けることとなります。当面は、小口であっても口座数の拡大を重視する戦略に基づき、顧客数を増加させることにより売買高が増加するように具体的な施策を打ってまいります。

同時に、戦略推進委員会を社内に設置することにより、企画段階で実現可能な案件については極力完遂することを目指します。

一方、支出面においては、システムの併用による支出をコントロールしつつ、システムの効率的な統廃合を進めてまいります。また、取次ぎ手数料の負担軽減を図るため、東京穀物商品取引所の会員権取得も視野に入れ、取次ぎよりも、受託の比重を高めていくことを目指します。

② 内部体制の強化

商品取引所法を含む、関連法規に対する更なる法令順守体制を整備します。リスク管理・コンプライアンスに関わる社内機関を設置し、同時に内部監査体制を早期に構築いたします。

③ 人材の育成と新たな会社文化・風土の創造

人事評価制度の段階的な実施と会議や社内運営機構の整備を通じて、新たな会社風土を創造するとともに、主体的に行動し、最後までやり遂げる人材の育成を目指し、教育的視点を持った施策に取り組んでまいります。

④ その他

平成20年度における東京工業品取引所の新システムによる24時間化に向けて、社内の業務を再点検するとともに、新システムに対応するための準備を進めてまいります。

受 託 業 務 管 理 規 則

ドットコモディティ株式会社

—目次—

- 第1条 目的
- 第2条 法令および市場管理要綱の遵守
- 第3条 電子取引の受託体制
- 第4条 商品先物取引不適格者の参入防止
- 第5条 勧誘行為の禁止
- 第6条 口座設定手続き
- 第7条 本人確認書類の徴集
- 第8条 適格性の審査
- 第9条 顧客データの保存
- 第10条 取引証拠金
- 第11条 不正資金の流入防止
- 第12条 投資可能資金額の超過
- 第13条 セキュリティ対策
- 第14条 システム障害の対応責任者
- 第15条 システム障害の記録・報告
- 第16条 システム障害の委託者への通知
- 第17条 受渡しによる決済
- 第18条 広告・宣伝に係る管理措置
- 第19条 責任者の選任
- 第20条 受託業務における禁止行為
- 第21条 取引本証拠金の額に係る措置
- 第22条 個人情報の取扱い
- 第23条 違反者に対する懲戒
- 第24条 本規則の制定、承認、改正および更新
- 第25条 日本商品先物取引協会への届出

(目的)

第1条 この規則は、商品先物取引の電子取引に係る委託者に対する受託業務活動を的確に管理し、委託者の保護育成に努めるとともに、受託業務の適正な運用および管理を行うことについて必要な事項を定める。

(法令および市場管理要綱の遵守)

第2条 お客様ならびに当社は、商品取引所法、受託契約準則、関係法令および各商品取引所が定める市場管理要綱を遵守する。

(電子取引の受託体制)

第3条 電子取引に係る受託業務を行うにあたっては、取引の委託を受けること（以下、「受託」という。）と取引の委託の取次ぎを受けること（以下、

「取次受託」という。)の2つのシステムを採用する。

(商品先物取引不適格者の参入防止)

第4条 次の各号に該当する者に対しては、商品先物取引の受託および取次受託を行わない。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者および認知障害の認められる者
- (2) 生活保護法被適用者および生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (3) 破産者で復権を得ない者
- (4) 商品先物取引をするために借り入れをする者
- (5) 過去に商品先物取引事故を惹起した者、恣意的に紛議を多発した者、その他商品市場の秩序を乱すと思料される者
- (6) 日本国内非居住者又は日本語での対応ができない日本国内居住者
- (7) 情報通信機器の操作を通じて取引ができない者

2. 次の各号に該当する者に対して、商品先物取引の受託および取次受託は原則として行なわない。ただし、本規則に係る運用マニュアル（以下、「運用マニュアル」と言う。）に定める要件を満たす場合もしくは第19条1項1号に規定する総括責任者が判断して商品先物取引に参入を認定した者にあつては、この限りでない。

- (1) 長期療養者およびこれに準ずる者
 - (2) 定期的な収入もしくは一定以上の金融資産を有しない者
 - (3) 一定以上の高齢者
 - (4) 公共団体などの公金出納取扱者、企業の財務ないし経理担当者
 - (5) 職業その他の事由により、本人の所在が一定せず連絡が取り難い者
3. 前項各号に該当しない者であっても、第19条1項1号に規定する総括責任者が判断して商品先物取引に参入不適格と認定した者については、受託、取次受託および取引を制限し、または禁止する。
4. 取引期間中に第1項各号の規定に該当することが判明した委託者については、商品先物取引に参入不適格者と認定し、受託、取次受託および取引を制限し、または禁止するものとする。
5. 取引期間中に委託者が死亡した場合または心身機能の重度な低下により、本取引の継続が著しく困難もしくは不可能になった場合には、親族等から連絡があった時点から合理的な時間において、当社の任意により全建玉を決済し、清算手続きに必要な書類の徴集を行なうものとする。
6. 取引期間中又口座開設時に第2項各号の規定に該当することが判明した委託者については、運用マニュアルに定める要件を満たす場合に限り、第19条1項1号に規定する総括責任者が審査し参入適格者と認定した場合には、受託、取次受託および取引の継続を認めるものとする。

(勧誘行為の禁止)

第5条 電子取引に係る受託は、委託者からの自主的な口座開設のみを受け、個別の具体的な取引について、電話または訪問による取引の勧誘を行なわ

ない。

(口座設定手続き)

第6条 委託者に事前交付書面の関係書面をインターネットを介して交付し、商品先物取引の仕組み(証拠金制度、損益の計算方法を含む)の基本的知識について開示を行う。

2. 委託者から、自己の判断と責任において取引を行うことについて、十分な自覚があることおよび前項の関係書面記載の事項について理解していることをインターネットを介して確認を行った後、口座開設申込(以下、「申込」という。)をインターネットを介して受け付ける。申込において、以下事項について委託者より申告を受ける。

- (1) 氏名、生年月日、性別、住所
 - (2) 電話番号、メールアドレス
 - (3) 職業および勤務先
 - (4) 収入および金融資産の状況
 - (5) 投資可能資金額
 - (6) 商品先物取引その他の金融取引の経験の有無および経験のある場合はその程度
 - (7) その他会社が必要と認める事項
3. 前項第5号に規定する投資可能資金額の記入にあたっては、投資可能資金額とは委託者が取引証拠金の性格を十分に理解した上で、損失を被っても生活に支障のない範囲で差し入れ可能な金額の申告を受けるものとする。

(本人確認書類の徴集)

第7条 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、以下の各号に該当する場合に委託者から本人確認書類の原紙または写しを電子的な方法(E-mail)、FAX、郵送により徴集する。

- (1) 第6条に規定する口座設定手続きをする場合
- (2) 第6条に規定する口座開設手続き後、お預り金の預託がないまま1年以上が経過し、その後取引を開始する場合
- (3) 第6条に規定する口座開設手続き後、出金によりお預り金の預託がないまま1年以上経過し、その後取引を開始する場合

(適格性の審査)

第8条 委託者の適格性の審査は、以下に定める手続きにより行うものとする。

- (1) 第6条に規定する口座設定手続きを受付けた第19条1項3号に規定する管理担当者は、その記載内容に基づき適格性の判断をし、受託契約締結の適否の精査をする。
- (2) 第19条1項3号に規定する管理担当者は、精査の結果、適の場合には第6条に規定する口座設定手続きおよび第7条に規定する本人確認書類を第19条1項2号に規定する管理責任者に提出し、その精査を受ける。
- (3) 第19条1項2号に規定する管理責任者は、その記録内容に基づき適格性の判断をし、受託契約締結の適否の精査をする。

- (4) 第19条1項1号に規定する総括責任者は、前号の第19条1項2号に規定する管理責任者の適格性の判断に基づき、受託契約締結の適否の審査をする。なお、適否はそれぞれの委託者に通知する。
2. 第19条1項1号に規定する総括責任者が審査の際に使用した本人確認書類は業務部で保管する。

(顧客データの保存)

第9条 申込において委託者が入力した事項、第7条に規定する本人確認書類の原紙または写しを審査記録とともに顧客データとして保存する。顧客が取引終了してからも3年間は保存する。なお、顧客データの一部は7年間保存する。

(取引証拠金)

- 第10条 取引証拠金の額については、第19条1項1号に規定する総括責任者の承認を得て定める。
2. 委託者が予想外の損失を被ることを防止する観点から、委託者の要請に応じて、委託者から預託された取引証拠金のうち建玉のために取引証拠金として用いることができる金額の割合を系統的に100%未満とすることができるものとする。

(不正資金の流入防止)

- 第11条 第4条2項4号に規定する者および以下に定める者からの受託にあたっては、不正資金の流入を回避するため、あらかじめ本人から自己資金による取引である旨の書面もしくは電子的な方法により確認を行う。
- (1) 銀行、信用金庫、信用組合等の金融機関をはじめ、日本郵政グループ、証券会社、保険会社、貸金業者、JA（農協）、住宅金融会社、ノンバンク（消費者金融、事業者金融、信販会社、クレジットカード会社、リース会社）に勤務する者、その他直接・間接的に金銭、有価証券等の取り扱いに携わっている者
 - (2) 前号に該当しない者であっても、当社が口座開設審査によりあらかじめ自己資金による取引である旨の確認を必要と判断した者
 2. 取引期間中、不正資金流用に関する疑わしき行為があったと当社が判断した委託者には、当社からの電話によるヒアリングにて本人の確認および自己資金による取引である旨の書面もしくは電子的な方法により確認を行う。また、資金・資産の状況を第三者機関に依頼し、調査することを検討するものとする。

(投資可能資金額の超過)

- 第12条 第6条2項5号に規定する投資可能資金額が超過した際には、以下の措置を講ずる。
- (1) 口座設定手続き時より入力された投資可能資金額よりも多い入金を確認された場合には、適合性の原則に則した精査後、入金額に合わせた投資可能資金額の変更もしくは投資可能資金額との整合性により超過分を出金する。
 - (2) 取引開始後、投資可能資金額を超える入金を確認されたときは、適合性

の原則に則した精査により合理的な入金と判断した場合、顧客データベース上の投資可能資金額の変更を行う。また、適合性の原則に則した精査により不適格と判断した場合には、投資可能資金額の変更を不可とする。あるいは入金超過分を出金する。

(セキュリティ対策)

第13条 当社が別途定める「情報セキュリティに関する諸規程」に則して、電子取引を行う委託者の個人情報の保護、パスワードおよびライセンスキーの保護、取引の安全性の保護の観点からセキュリティの安全性、信頼性の確保について必要な措置を講ずる。

(システム障害の対応責任者)

第14条 電子取引に係るシステム障害の対応については、企画部を対応責任部署とし、対応責任者を第19条1項2号に規定する管理責任者とする。

(システム障害の記録・報告)

第15条 システム障害が発生した場合には、その状況および対応の経緯等について記録し、再発防止策を講じる。また、一定のシステム障害が発生した場合には、障害の発生の経緯、処理状況を記録した報告書を日本商品先物取引協会に提出する。

(システム障害の委託者への通知)

第16条 システム障害が発生した場合には、速やかに当社ホームページに公表し委託者へ通知する。

(受渡しによる決済)

第17条 電子取引において受託した注文については、別途、当社が定めた商品に限り受け渡しを可能とする。

(広告・宣伝に係る管理措置)

第18条 受託業務に係る広告・宣伝審査を行うため、統轄部をその担当部署としコンプライアンス担当課長を担当者とする。広告・宣伝に係る責任者は第19条1項1号に規定する総括責任者とする。

(責任者の選任)

第19条 委託者の啓蒙、育成および受託業務に係る責任の所在の明確化と、この規則の円滑な運営を図るため、責任者を選任するものとする。

(1) 総括責任者

専務執行役員もしくは管理責任者の所属する部の管掌執行役員がこれに当たる。必要に応じてその補佐役を置き、その業務を委任することが出来るものとする。

(2) 管理責任者

業務部長がこれに当たる。必要に応じてその補佐役を置き、その業務を

委任することが出来るものとする。

(3) 管理担当者

業務部員がこれに当たる。第19条1項1号に規定する総括責任者が、必要と認めたときは、この他に第19条1項3号に規定する管理担当者を任命することが出来るものとする。ただし、任命された者は、第19条1項1号に規定する総括責任者の指示に従う。

(受託業務における禁止行為)

第20条 商品先物取引の受託を行うに当たっては、商品取引所法関係法令、諸規則、受託契約準則および日本商品先物取引協会「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならないものとする。

(取引本証拠金の額に係る措置)

第21条 取引本証拠金の額は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。ただし、第19条1項1号に規定する総括責任者が必要と判断した場合には、取引本証拠金の額を一定額増額することが出来るものとする。

- (1) 取引本証拠金の額に係わる責任者を第19条1項1号に規定する総括責任者と定め、その内容について社内に徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を3年間保存するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第22条 個人情報の取り扱いについて、自社ホームページに掲げるとともに、個人情報の保護に関する社内体制を整備し、運用するものとする。

(違反者に対する懲戒)

第23条 第20条に規定する受託業務における禁止行為を行なった者に対する懲罰は、就業規則、その他社内規程の定めによるものとする。

(本規則の制定、承認、改正および更新)

第24条 本規則の改正および更新は、第19条1項1号に規定する総括責任者が発議し取締役会の承認より、これを決定するものとする。

(日本商品先物取引協会への届出)

第25条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更した時も同様とするものとする。

(附 則)

本規則は平成17年4月20日より実施する。

(改正年月日)

本規則は平成17年8月8日より実施する。

本規則は平成20年6月30日より実施する。

⑥ 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末登録外務員数
7名	5名	3名	9名

(注) 期末登録外務員数の中には、2名の派遣社員が含まれています。

⑦ 委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末委託者数
5,074名	12,899名	17,282名

⑧ 苦情、紛争、訴訟に関する事項

- (a) 顧客等が提起したもの
該当なし
- (b) 当社が提起したもの
該当なし
- (c) 双方が提起したもの
該当なし
- (d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新規に発生した案件の件数 29件	2件	27件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
合計 29件	2件	27件	0件	0件

- (注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。
2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。

3. 経理の状況

- ①貸借対照表 ②損益計算書 ③株主資本等変動計算書 ④個別注記表
別添の通り

第 4 期

計 算 書 類

〔 自 平成 19 年 4 月 1 日
至 平成 20 年 3 月 31 日 〕

ドットコモディティ株式会社

東京都渋谷区恵比寿 1-21-8

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	10,579,181	流動負債	10,484,891
現金預金	69,772	未払金	634,563
委託者未収金	15,871	未払費用	56,491
前払費用	4,143	未払法人税等	5,927
保管有価証券	354,931	預り証拠金	9,414,178
差入保証金	8,977,161	預り証拠金代用有価証券	354,931
委託者先物取引差金	1,077,348	ポイント引当金	5,941
預託金	24,700	その他の流動負債	12,858
短期貸付金	2,400	特別法上の準備金	14,730
未収入金	17,771	商品取引責任準備金	14,730
未収消費税	42,174		
その他の流動資産	7,835		
貸倒引当金	△ 14,930	負債合計	10,499,622
固定資産	1,669,163	株主資本	1,748,722
有形固定資産	45,026	資本金	1,400,005
建物	8,678	資本剰余金	1,919,998
器具及び備品	36,348	資本準備金	1,299,998
無形固定資産	1,414,280	その他資本剰余金	620,000
のれん	1,307,445	利益剰余金	△
電話加入権	532	その他利益剰余金	1,571,280
ソフトウェア	106,302	繰越利益剰余金	△
投資その他の資産	209,856		1,571,280
出資金	12,000	純資産合計	1,748,722
長期未収債権	5,711		
長期差入保証金	173,235	負債・純資産合計	12,248,345
長期前払費用	23,712		
貸倒引当金	△ 4,802		
資産合計	12,248,345		

損益計算書

平成 19 年 4 月 1 日から
平成 20 年 3 月 31 日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	額
営業収益		
受取手数料	545,362	
売買損益	△359	545,002
営業費用		986,067
販売費及び一般管理費		986,067
営業損失		441,064
営業外収益		
受取利息	1,613	
雑収入	1,222	2,835
営業外費用		
雑損失	0	0
経常損失		438,228
特別利益		
商品取引責任準備金戻入	99,646	99,646
特別損失		
商品取引責任準備金繰入	29,311	29,311
税引前当期純損失		367,893
法人税、住民税及び事業税		950
当期純損失		368,843

株主資本等変動計算書

平成 19 年 4 月 1 日から

平成 20 年 3 月 31 日まで

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本剰余 金合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
前期末残高	1,000,001	899,999	—	899,999	△1,202,437	△1,202,437	697,562	697,562
当期変動額								
新株の発行	400,004	399,999	620,000	1,019,999			1,420,003	1,420,003
当期純損失					△368,843	△368,843	△ 368,843	△368,843
当期変動額 合計	400,004	399,999	620,000	1,019,999	△368,843	△368,843	1,051,160	1,051,160
当期末残高	1,400,005	1,299,998	620,000	1,919,998	△1,571,280	△1,571,280	1,748,722	1,748,722

個別注記表

当社の貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」（平成18年2月7日 法務省令第13号）の規定のほか「商品先物取引業統一経理基準」（平成5年3月3日 社団法人日本取引員協会第9回理事会決定）に準拠して作成しております。

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

【継続企業の前提に関する注記】

当社は、設立以降4期連続で重要な営業損失および重要な経常損失を継続的に計上しております。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

こうした状況を踏まえ、当社は第5期においては売上高の確保と収益性の向上を最重要課題として下記項目を重点的に取り組み、早期に営業利益の黒字化を図ってまいります。

(1)手数料の価格改定による収益構造の改善

(2)システムの効率的な統廃合による経費の削減

計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を計算書類には反映しておりません。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券の評価基準および評価方法

保管有価証券：商品取引所法施行規則第39条第1項に定める充用価格をもって評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

（会計方針の変更）

法人税の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更による影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産

のれん：20年間の均等償却する方法を採用しております。

ソフトウェア：社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

（会計方針の変更）

従来、のれんの償却方法は法人税上耐用年数である5年間の均等償却する方法を採用しておりましたが、「企業結合に係る会計基準」に則り、期間損益の適正化

を図るため、平成19年4月1日以降に取得したのれんについて、その効果のおよぶ期間に基づき耐用年数20年間の均等償却する方法に変更しております。

これに伴い、前事業年度と同一の方法によった場合と比べ、営業損失、経常損失および税引前当期純損失が、108,360千円それぞれ減少しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

顧客に付与されたポイント使用による費用発生に備える為、当事業年度末未使用ポイント残高に対しポイント引当金を計上しております。

(3) 商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備える為、商品取引所法第221条の規定に基づき、同法施行規則に定める額を計上しております。

4. 営業収益の計上基準

(1) 受取手数料

商品先物取引：委託者の売付け又は買付けに係る取引が成立したときに計上しております。

(2) 売買損益

商品先物取引：反対売買により取引を決済したときに計上しております。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借契約に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産に係る減価償却累計額	92,850千円
2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
短期金銭債権	887千円
短期金銭債務	167千円
3. 担保に供している資産	

保管有価証券	354,931 千円
預託金	24,500 千円
合計	379,431 千円

上記の保管有価証券は、取引証拠金の代用として 22,540 千円を株式会社日本商品清算機構へ、332,391 千円を受託取引員へ預託しております。

また上記の預託金は商品取引所法施行規則第 98 条第 1 項 4 号の規定に基づく委託者保護基金への預託額であり、同規則に基づく委託者保護基金による代位弁済保証額は 98,000 千円であります。

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高

営業取引以外の取引による取引高	81,921 千円
-----------------	-----------

2. 商品取引責任準備金戻入額

当事業年度において商品取引所法第 221 条第 1 項の規定に基づき日本商品先物取引協会の定める「商品取引責任準備金の積立て等に関する規則」が改正されたことにより、商品取引責任準備金の残高が改正後の規定に基づく必要額を超過したため、同規則附則第 3 項および第 4 項の規定に基づき超過額を取崩しております。

【株主資本変動計算書に関する注記】

当事業年度末における発行済株式の種類および株式数

普通株式	55,029 株
優先株式	39,510 株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	562,419 千円
未払事業税	2,025 千円
税務上の繰延資産償却超過額	32,785 千円
営業権償却超過額	22,883 千円
商品取引責任準備金	5,995 千円
貸倒引当金繰入超過額	7,898 千円
ポイント割引引当金	2,418 千円
その他	391 千円
繰延税金資産小計	636,818 千円
評価性引当金	△636,818 千円
繰延税金資産合計	－千円

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

貸借対照表上に計上した固定資産のほか、電算機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リースは以下のとおりであります。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

(単位：千円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具器具備品	17,201	8,671	8,530
ソフトウェア	157,245	52,941	104,304
合 計	174,446	61,612	112,834

未経過リース料期末残高相当額

1年以内	34,704 千円
1年超	80,912 千円
合 計	115,616 千円

【関連当事者との取引に関する注記】

親会社および法人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容 (注 1)	取引金額 (注 2)	科目	期末残高
その他の 関係会社	楽天株式会社	被所有 間接 44.98%	—	楽天スーパーポイントの 購入	4,975	未払費用	167
その他の 関係会社	楽天証券ホール ディングス株式会社	被所有 直接 44.98%	役員の兼務	出向社員給与の支払	3,750	—	—
その他の 関係会社	ひまわりホール ディングス株式会社	被所有 直接 38.23%	役員の兼務	機器使用料の支払 業務委託料の支払 出向社員給与の支払 通勤手当の支払 事務所の賃貸	18,160 39,585 12,990 167 2,292	—	—

(注) 1. 価格その他の条件は、価格交渉の上で契約により決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|---------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 12,333円94銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 7,880円11銭 |

【重要な後発事象に関する注記】

多額な資金の借入

当社は決算日後において、次のとおり総額 200,000 千円の借入を実施しております（平成 19 年 9 月 25 日締結のコミットメントライン契約に基づく借入実行）。

- 借入先：オリックス証券株式会社、楽天証券ホールディングス株式会社
- 返済期限：平成 20 年 4 月 28 日～平成 20 年 9 月 28 日
- 返済方法：期限一括
- 資金の使途：運転資金

⑤監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

⑥ 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額/リスク額×100]	176.00 %
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額/資本金額×100]	125.89 %
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本/資本金額×100]	124.91 %
(d) 自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	14.28 %
(e) 修正自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	14.73 %
(f) 負債比率 [負債合計額/純資産額×100]	595.73 %
(g) 流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	100.96 %